平成２１年（フ）第５１０号
群馬県前橋市関根町548番地　ＲＣ―403号
債務者　吉田　利恵
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５１４号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1582番地１　グリーンハイツＢ203
債務者　外川敬一郎
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５１５号
群馬県佐波郡玉村町大字小泉44番地22
債務者　上原　滋男
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５１６号
群馬県前橋市幸塚町37番地
債務者　松浦　正義
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５１７号
群馬県北群馬郡榛東村大字山子田940番地　アンジョルマハイツなるみＣ―202号
債務者　湯本　武俊
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５２２号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原244番地１
債務者　安濟　芳枝（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５２７号
群馬県前橋市下佐鳥町343番地１
債務者　石田　静枝（旧姓多胡）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５３１号
群馬県伊勢崎市平和町４番20号　中野ハイツＢ103
債務者　松島ゆかり（旧姓北島）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５３２号
群馬県渋川市八木原947番地　阿部アパートＢ棟
債務者　井上　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５３８号
群馬県伊勢崎市曲輪町２―２、住民票上の住所群馬県伊勢崎市若葉町13番６号
債務者　平野恵里子（旧姓萬場）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５４５号
群馬県佐波郡玉村町大字五料898番地２
債務者　松本　利夫
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３５８号
群馬県藤岡市小林733番地２
債務者　常澤　秀一
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３５９号
群馬県藤岡市小林733番地２
債務者　常澤　春江（旧姓中）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３６６号
群馬県藤岡市上戸塚122番地２
債務者　久保田克巳
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３６８号
群馬県高崎市山田町９番地14
債務者　乾　　初江
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４４０号
埼玉県草加市氷川町2140番地２　グッドライフ21―601号、旧住所埼玉県草加市氷川町2140番地10　コーポひいらぎ201号
債務者　南　久美子（旧姓金沢）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６２号
埼玉県越谷市蒲生４丁目14番33号
債務者　唐澤　正行
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６９号
埼玉県春日部市中央４丁目９番地14　板橋マンション302号
債務者　山形眞智子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係